

大阪府監査委員告示第23号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、大阪府知事から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成29年3月30日

大阪府監査委員 大西 寛文
同 山本 浩二
同 岸本 佳浩
同 森田 秀朗
同 土井 達也

指示事項に対する措置

（財務会計システムと患者未収金システムについて）

監査対象機関名	地方独立行政法人大阪府立病院機構	
監査実施年月日	委員 平成25年1月18日	事務局 平成24年12月10日から同月14日まで
	監査の結果	措置の状況
	<p>地方独立行政法人大阪府立病院機構（以下「法人」という。）の平成23年度末の患者に対する未収金に関して、財務会計システム上残高（A）と未収金システム上の残高（B）に差額が生じている（A：579百万円、B：289百万円（調整後362百万円）、差額216百万円。財務会計システムは決算書作成目的であり患者別明細はないが、患者別明細をもつ未収金システムとの整合性を保つことで、決算数値の正確性を検証できる。しかしながら、両者の間には原因不明の差額が生じており、決算数値の正確性を欠いた状況となっている。</p> <p>両システム間で差額が生じた場合には、その分析を行い、未収金残高の正確性を検証することが重要であるが、法人では差額の分析が行われていない。少なくとも年度末においては病院ごとに差額の分析を行い、財務会計システムの患者未収金残高の検証を行われない。</p>	<p>患者負担分に係る未収金の差異の一部は、医事会計システムから財務会計システムへのデータ連携機能のプログラム誤り等であることが判明したことから、未収金差異を把握するシステムを構築し、照合を行うこととした。</p> <p>把握した差異については、平成26年度において、損失計上を行った。</p>

委員意見に対する措置
(未収金、保留レセプト)

監査対象機関名	地方独立行政法人大阪府立病院機構	
監査実施年月日	委員 平成25年1月18日	事務局 平成24年12月10日から同月14日まで
	監査の結果	措置の状況
	<p>地方独立行政法人大阪府立病院機構（以下「法人」という。）の未収金に関して、以下の改善すべき事項があったので、速やかに調査を行い、必要な措置を講じられたい。</p> <p>1 未収金の回収率については、これまで現年度と過年度分を区別して把握していなかった。また、未収金の回収率の目標も設定されておらず、PDCAサイクルが確立されていない。したがって、病院ごとに現年度、過年度別の回収率の目標を設定して実績と比較することにより、回収率向上に対する取組を行われたい。</p> <p>2 患者に対する追加徴収や還付について、法人全体の明確な方針が確立されておらず、病院ごとに独自の運用を行っているため、統一的な方針を策定されたい。</p> <p>3 請求保留レセプトについては、金額が多くなっている病院もあり、継続的な対応が必要であるため留意されたい。また、保留レセプトについては収益計上を行っていないが、診療行為は既に行われていることから、収益計上されたい。</p>	<p>1 未収金の回収率について 患者未収金の回収率については、現年度過年度別に区別して把握するとともに、平成25年度から毎年度の年度計画において目標値を設定している。 患者未収金発生の未然防止策として、各病院において、クレジットカード等による支払の誘導や入院時の概算費用の提示、高額療養費制度等の説明などを実施した。 未収金が発生した患者に対しては、再来時に再来受付機の利用停止及び分納希望者への個別相談を実施するとともに、電話等での催促を行い早期回収に努め、長期間に渡る未納者については、弁護士法人への回収委託はもとより、法的手段にも着手している。</p> <p>2 患者に対する追加徴収や還付について 【措置済み】</p> <p>3 請求保留レセプトについて 請求保留レセプトについては、財務諸表に経営実態をより適切に表すため、平成26年度決算から収益計上を行った。 主な要因となっている公費関係の保留レセプトについては、引き続き患者に対し、速やかに公費手続を取るよう指導するとともに、所管行政機関に医療券の迅速な発行等を要請している。</p>

委員意見に対する措置
(固定資産実査について)

監査対象機関名	地方独立行政法人大阪府立病院機構	
監査実施年月日	委員 平成25年1月18日	事務局 平成24年12月10日から同月14日まで
	監査の結果	措置の状況
	<p>固定資産実査について、これまでの監査において指摘したところであるが、各センターで実施方法が異なっており、整合性がとれていない。統一化することが望ましいが、各センターにおける事情があれば、それも踏まえて見直すとともに、具体的な実査の方針を明文化し適切に実査をされたい。</p> <p>また、地方独立行政法人大阪府立病院機構の本部が主体となり、具体的な実査手順の策定及び実査の実施状況のモニタリングを図ることで、適切な固定資産実査が実施されるよう努められたい。</p>	<p>固定資産の実査については、平成25年9月に具体的な実査方針、実査手順及び実施状況のモニタリングを規定した「地方独立行政法人大阪府立病院機構固定資産管理実施細則」を策定した。</p> <p>策定した実施細則に基づき、毎年度、各センターにおいて固定資産実査を実施している。</p>